

改訂新版

建設省河川砂防技術基準(案)同解説

調査編

建設省河川局監修
社団法人日本河川協会編

山海堂

總 則

第1章 目 的 及 趣 意

この基準は、河川、砂防、海岸、地すべりおよび急傾斜地に関する事業（以下河川等に関する事業という）の調査、計画、設計、施工および維持管理を実施するために必要な技術的事項について設けるもので、これによって河川等に関する事業に係わる技術の体系化を図り、もってその水準の維持と向上に資することを目的とする。

第2章 内 容

第1節 基準の内容

この基準は、調査、計画、設計、施工および維持管理の5編よりなり、各編は、河川等に関する事業に係わる技術的事項についての標準的な基準を内容とする。

解 説

各編は章、節、項よりなる。

「解説」は本文の理解を深め、その適用にあたって判断を誤ることのないよう、基準として定めた内容の説明、その背景、事例等を掲げたものである。

また、「参考」は必ずしも定説となるにいたらぬ等の理由により基準とし難いもの、または、基準とすることが適当でない事項ではあるが、参考として掲げることが技術基準策定の目的を達成することに有意義であると考えられる事項である。

第2節 内容の改訂

この基準の内容は、技術水準の向上その他必要に応じて改訂を行うものとする。

解 説

第1章で示したこの基準の目的を全うするためには、技術水準の向上、関係法令の改廃等に応じ、可及的速やかに改訂を行う必要がある。

なお、この基準は昭和33年策定されたものである。

第3章 運用方針

第1節 運 用

この基準によることが適当でない場合においては、この基準に示される技術的水準を損なわない範囲において、この基準によらないことができる。

解 説

この基準は、現在において標準的と考えられている技術的事項を示したものであり、より高度の水準を指向することを妨げるものではない。

したがって、責任技術者が、この基準によることが適当でなく、かつ、この基準によって示されている技術的水準が十分確保されると判断する場合にはこの基準によらないことができる。

なお、ここで責任技術者とは、通常各業務組織においてその所掌範囲にわたり技術上の判断決定に責任をもつ技術者をいう。

第2節 他の諸法規との関係

この基準に定める内容について、関係諸法令に別に定めがある場合においては、この基準にかかわらず、これらの諸法令によるものとする。

解 説

関係諸法令とは、法律、政令、建設省令および建設省訓令をさす。

第3節 適 用

この基準は、建設省直轄事業および建設省関係補助事業のうち、河川等に関する事業に適用するものとする。

ただし、準用河川に係る事業、災害復旧事業およびこれに関連して行う事業で、この基準により難しい場合には、この基準を適用しないことができる。

解 説

第3章第1節に示した適用方針により、第2節に示した範囲内で建設省直轄事業および建設省関係補助事業にこの基準を適用するものとする。準用河川に係る事業、災害復旧事業および、これに関連して行う事業についても、改良度の高い事業については原則としてこの基準を適用するものとするが、災害の緊急性、上下流の計画との整合性等から、この基準によることが困難または不適当な場合においては、適用しないことができる。

なお、水系を一貫して技術的水準を確保するうえから、建設省直轄、補助事業以外の事業が行われる場合においても、この基準が準用されることが望ましい。